之ガ除外方ヲ要望シテ各方面ニ回状ヲ以テ陳情書ヲ送付セリ

本会ハ決意ヲ示シタルモ尚同業者ノ代表者ヲ

因ニ該法案文中ノ「バス廃止」云々ハ機械的業者ニ対シテハ

不免業者等ヲ附帯セシムルモノニシテ一般業者ノ迷惑甚ダシク

考慮セル範囲ヲ甚ダシク世ノ他業界ニ影響スル為メニテ記事章

ヲ以テセル新通牒ニ見ルモノナリ

決議

一、バス廃止絶対反対

二、営業縮減絶対反対

三、手当削減絶対反対

其他ハ既得権益並ニ其他権利擁護ノ事

右決議ス

昭和十年九月十五日

全日本乗合自動車業協会

会長 力石雄一郎

鉄道大臣 内田信也殿

財團法人 協調會